

帯広市印鑑条例の一部改正について
帯広市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例

帯広市印鑑条例（平成元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの

第 3 条第 2 項第 2 号中「氏名又は通称」を「氏名、旧氏又は通称」に改め、同条第 3 項中「記録」を「記載」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 6 条第 1 項第 7 号中「記録」を「記載」に改め、同条第 2 項中「磁気テープ（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第15条第 1 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第15条第 1 項第 4 号中「記録」を「記載」に改める。

第18条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月 5 日から施行する。

(説 明)

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録を可能とする規定を加えるほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。